

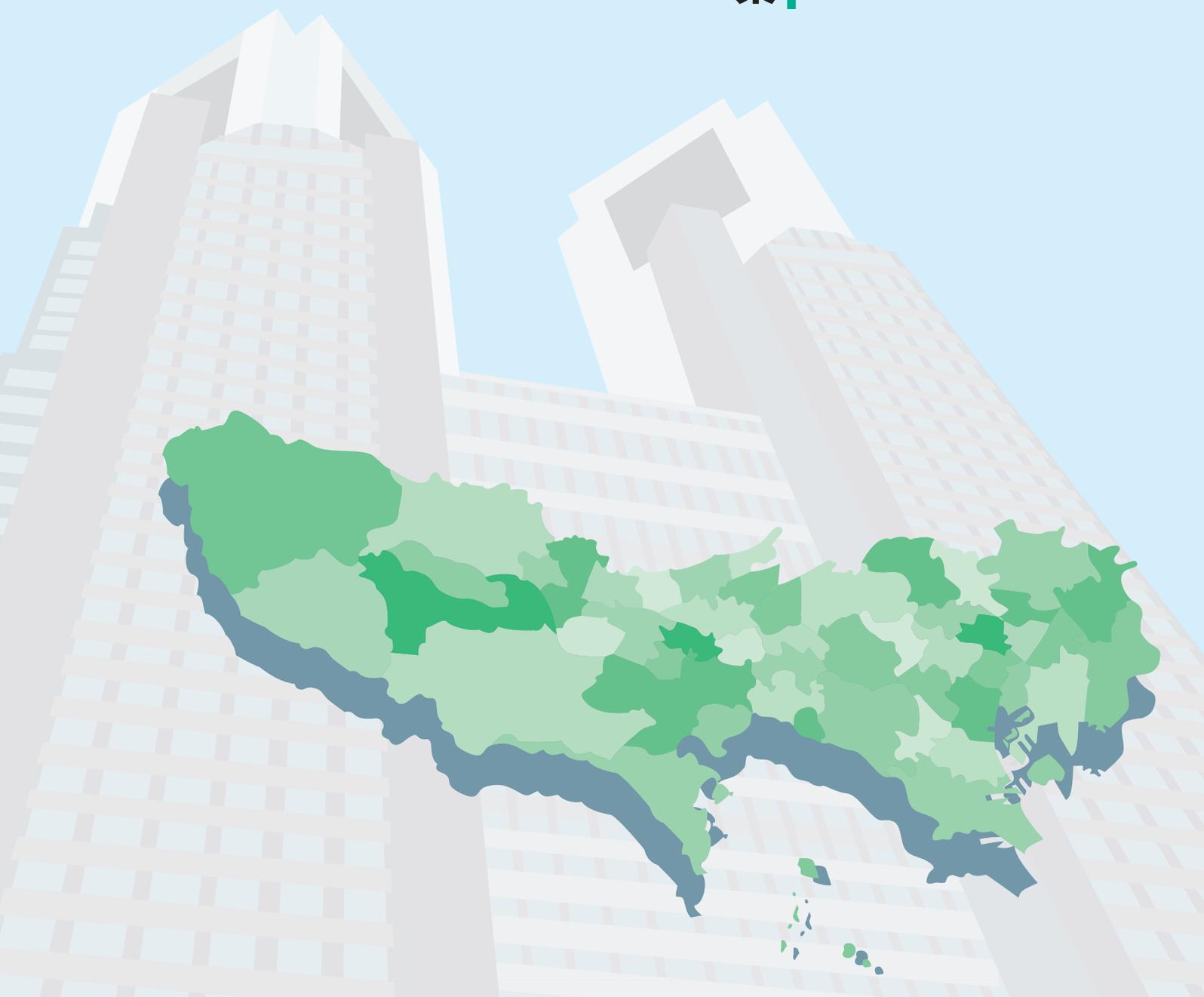
中小企業だより

8

中央会インフォメーション

2011.August

特集
2011年版
中小企業白書の概要(1)



エコアクション21
認証・登録番号 0003381

東京都中小企業団体中央会

<http://www.tokyochuokai.or.jp/>

であい、ふれあい。

信用組合

・コミュニティバンク・



たすけあいの気持ちを胸に。

しんくみは、相互扶助の精神から生まれた金融機関。
気持ちと気持ちでつながり合える関係を
とても大切にするコミュニティバンクです。

(社)東京都信用組合協会
<http://www.shinkumi.or.jp>



中小企業だより—中央会インフォメーション— **8**月号

2	せいろん 「継承される木の文化」 東京都中小企業団体中央会 常任理事 金融委員長 吉条 良明
3	特集 2011 年版 中小企業白書の概要(1) —震災からの復興と成長制約の克服—
8	第 63 回 中小企業団体全国大会のご案内
9	中小企業による国内最大級のトレードショー 産業交流展 2011
10	中小企業トップセミナーのご案内
12	東京労働局並びに東京都が本会に協力を要請
14	新規事業 「放射線測定器購入費用助成事業」及び 「中小企業被災地事業継続特別支援事業」のご案内
16	新規事業 「東京都中小企業団体等震災対応支援事業」のご案内
18	情報連絡員報告 6 月
22	経営 Focus No.217
24	平成 23 年度中小企業組合検定試験
25	エコアクション 21 無料個別相談会
26	組合会計相談コーナー No.491
28	TOPICS (東京屋外広告美術協同組合)
29	～無料職業紹介所を開設しています!～ 求人・求職にご活用ください!!
30	中小企業団体事務局長協会だより information
31	* 中小企業組合士認定証書伝達式を開催しました * 省エネ・節電セミナーを開催しました



「継承される木の文化」

東京都中小企業団体中央会 常任理事 金融委員長 吉 条 良 明
(東京木材問屋協同組合理事長)

木材は日本人にとって最も身近でかつ、古くから関わりのある重要な資源です。奈良時代に編まれた日本書紀にもスギ、ヒノキ、マキ、クスについての用途を記した記述があります。国造りの黎明期にあつていかに木材が重視されていたかを物語るものだと言えます。また世界最古の木造建築として知られる法隆寺は1300有余年経った現在でもその優美な佇まいに感動を与られます。古くからの木材への思い入れの深さから来る高度な利用技術は世界にも類を見ない我が国固有の文化といえます。日本は美しい木の文化を継承してきた国です。

石原都知事から伺いました。都庁3階、議会棟への渡り廊下には、英国の写真家フェリックス・ベアトが、慶応元年に愛宕山から撮った黒い瓦と白い壁で実にしつとりとしたモノクロームの風情が漂う江戸の町並みと、現在の超高層ビルの建ち並ぶ東京の写真が対照的な風景で掲げられています。

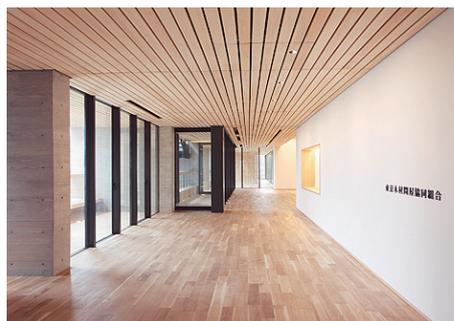
東京の木材問屋の起源は1604年、江戸城築城に際して全国から集められた出材業者が竣工後も江戸に残り幕府から免許を与えられて江戸の町の造営を行ったのが始まりと云われています。その後400年の長きに亘って都市の建設や震災、戦災の復興のために内外の木材を供給するという重要な役割を担ってきました。近年、化石燃料に依存したエネルギー消費型の資材が木材需要を

圧迫していますが昨今の地球環境への影響等から見直されつつあります。将来にわたって持続可能な社会を構築するためには環境への負荷が少ない循環型社会の必要性が求められています。木材は製造時のエネルギーが格段に小さく伐採後は植林することで循環可能な再生資源です。さらにその成長過程で二酸化炭素を吸収し伐採後も炭素を固定化し続けます。地球環境にとっても木材を積極的に利用することが最適な選択と言えます。

その流れは「森林・林業再生プラン」として国産材の需要創出が国策として動き始めると共に「公共建築物等木材利用促進法」の施行もあり木材の価値が再認識されつつあります。当組合では組合創立百周年記念事業として一昨年、新木場に新木材会館を建設致しました。都市建築物への木材利用のモデルケースとして内装外装にふんだんに木材を使用し特に7階ホールは構造にも木材を使用しています。1,000立米に及ぶ木材の温もりが伝わってくる建物です。連日各分野の方々が見学に来館頂いております。また設計関係者のご見学者も多く今後のビル設計の参考にして頂けるものと願っています。木の強さ、美しさ、優しさを眼に見える形で多くの人々に知って頂き、今後の都市建築への新たな一歩として木材を使用した建築物が1棟でも多く建設されることを願っています。



組合会館外観



2階正面通路

震災からの復興と成長制約の克服

中小企業庁から2011年版中小企業白書が発表されました。この白書は「最近の中小企業の動向」、「経済社会を支える中小企業」、「経済成長を実現する中小企業」の3部構成により中小企業の実態を探っています。また、3月に発生した東日本大震災に伴う、被災地中小企業の状況や支援体制、原発事故や電力不足等の影響について報告されています。本誌では今月と来月の2回に亘って、この白書の概要を紹介します。詳細については中小企業庁のホームページもご参照下さい。

第1部

最近の中小企業の動向

第1章 2010年度の中小企業の動向

中小企業の業況・生産は、持ち直しの動きが見られていたが、東日本大震災の影響により、大幅に悪化している。

我が国経済の動向

- 輸出・家計がリーマン・ショック後の景気回復を牽引したが、震災が発生した2011年1～3月期には、GDP成長率は低下した。
- 輸出は、2010年初めにアジアを中心に前年同月比で大幅に増加したが、2010年後半にかけてその伸び率が緩やかに縮小し、2011年3月には、震災の影響もあり減少に転じた。
- 民間消費は、2010年7～9月期に耐久財を中心に大幅に増加したが、2010年9月にエコカー補助金が終了したことなどにより、2010年10～12月期に減少に転じ、2011年1～3月期も震災の影響による消費マインドの低下等から、更に減少した。

中小企業の動向

①景況感

- 中小企業の業況は、総じて持ち直しの動きが見られたが、震災が発生した2011年3月に、大幅に悪化した。
- 地域別、業種別の景況DIも、震災の影響により総じて悪化。特に東日本で大幅に悪化した。

②生産・収益・設備投資

- 中小企業の実産は、総じて持ち直しの動きが見られていたが、震災の発生した2011年3月には、過去最大の下げ幅で低下。特に、輸送機械工業の低下が著しい。
- 売上高経常利益率は、緩やかに改善していたが、今後の震災の影響が懸念される。
- 中小製造業の設備投資は、過去最大の減少率を記録した2009年度の実績から2割増加したが、その内容は「更新、維持・補修」が最も多い。今後、復興に向けた投資も見込まれる。

③資金繰り・倒産・資金需要

- 資金繰り DI は、リーマン・ショック前の水準以上に回復していたが、震災が発生した 2011 年 3 月に、大幅に悪化した。
- 倒産件数は、減少しつつあったが、2011 年 3 月以降、震災関係の倒産が見られる。

④雇用

- 中小企業の雇用の過剰感は緩やかに解消されつつあったが、完全失業率は依然として高い水準が続く。
- 新規求人数は、2010 年 3 月以降前年同月比での増加に小規模な企業が寄与していたが、2011 年 3 月には震災の影響もあり伸び率は縮小。
- 2011 年 3 月、2012 年 3 月の大卒者では、300 人未満の企業で求人が求職を上回る。

⑤円高の影響

- 輸出を行う中小企業の約 6 割、輸出を行わない企業の約 2 割が、円高によりマイナスの影響があると回答。
- 急激な円高の進んだ 1995 年と比較すると、2010 年の方がマイナスの影響があると回答する割合が低い。

⑥原油価格の高騰の影響

- 2010 年 9 月以降、「原油・石油製品の価格高騰により収益が圧迫されている」と回答する中小企業の割合は、総じて上昇傾向にある。
- 2011 年には、為替相場の変動の影響のほか、国内の消費低迷、販売不振、原材料価格、燃料コストの高騰等が不安視されており、これに加えて震災の影響も懸念される。

第 2 章 東日本大震災の中小企業への影響

東日本大震災では、地震、津波、原子力発電所事故、電力供給制約等の様々な事象が生じ、これらが複合的に関連して中小企業に広範かつ甚大な影響が生じた。

- 津波の影響を受けた地域には約 8 万社、地震の影響を受けた地域には約 74 万社、原子力発電所事故の避難区域等には約 8 千社、東京電力管内都県には約 145 万社が存在。

このほか、サプライチェーンを通じた影響や消費マインドの低下による影響が全国的に拡大した。

- 商工会が把握している会員企業の被災状況によると、建屋・家屋の被害は、沿岸部で全壊が約 5 割である一方、内陸部で一部損壊が約 8 割と、津波の影響を受けた沿岸部でより大きな被害が発生。

青森県、岩手県、宮城県、福島県の商工会が把握している会員企業の被災状況

	会員 企業数(社)	把握 できた 企業数 (社)	会員企業の被災状況					
			被災企業数(社) 把握できた企業に占める割合(%)					
			建屋・家屋 全壊	建屋・家屋 半壊	建屋・家屋 一部損壊	機器・設備等被 害	間接被害	被害なし
沿岸部	18,560	6,142	3,344 (54.4%)	783 (12.7%)	1,763 (28.7%)	175 (2.8%)	77 (1.3%)	0 (0.0%)
内陸部	48,596	7,566	191 (2.5%)	205 (2.7%)	6,256 (82.7%)	468 (6.2%)	446 (5.9%)	0 (0.0%)
合計	67,156	13,708	3,535	988	8,019	643	523	0

資料：全国商工会連合会からの報告を基に作成

(注) 1. 2011年5月13日までに報告のあった商工会の数値を集計している。

2. 商工会の地区は、原則として町村の区域であることに留意する必要がある。

3. 福島県沿岸部からは、原子力発電所事故の影響により、ほとんど回答が得られていない。

①津波の影響

- 津波により影響を受けた地域は、生活面、経済面双方から見て、小規模な都市雇用圏であるものが多い。
- これらの地域では、漁業及び漁業から派生する食品加工業等が主要産業となっているが、津波により、工場、店舗、港湾等の産業基盤や地域のコミュニティの基本的機能が壊滅的な被害を受けた。

②地震の影響

- 津波の影響は受けていないが、地震により影響を受けた地域でも
 - ①建物や設備の損壊、液状化
 - ②設備の保守・点検が専門家の不足で受けられないこと
 - ③物流の停滞により原材料の調達や商品の配送が行えないことなどにより、中小企業や商店街の事業活動に大きな影響が生じた。
- このような状況を受けて、金融支援、雇用支援の大幅な拡充を実施するとともに、事業を再開したいという要望があることから、仮設店舗、仮設工場等の整備、地域経済の核となる企業グループ支援等を進めている。

③原子力発電所事故の影響

- 原子力発電所事故の避難区域等では、農林漁業で約12%、建設業で約15%、製造業で約21%、電気・ガス・熱供給・水道業で約2%が働いており、全国、福島県と比較すると、これらの業種で就業する者の割合が高い傾向にある。
- また、原子力発電所事故の避難区域等では、化学部品、輸送機械部品、電子機器部品等の特定の分野において高いシェアを有する企業が存在し、当該企業の事業活動の継続が困難となり、自動車やエレクトロニクス等のサプライチェーン全体に影響が波及したとも考えられる。
- 避難区域等の企業は事業の継続が著しく困難となっており、先行きの見通しも立たない状況にある。
- 避難区域等の周辺で生産された商品では、取引の停滞や取りやめが発生。国内外を問わず、旅館、ホテル等でも、風評被害が広がり、また、取引先から製品の安全性の検査、確認が求められた。
- こうした状況を踏まえ、影響を受けた中小企業に対して、特別な金融支援、雇用支援、経営支援、風評被害への対応支援、仮払い補償の実施等を行っている。

④電力供給制約の影響

- 東京電力管内の企業数は、約145万社であり、その大半は中小企業である。
- 帝国データバンクのデータでは、管内企業数と、管内企業と直接取引を行う管外企業数を合わせると、全国の約5割を占める。特に、製造業と卸売業では、管内企業と直接取引を行う管外企業数が多く、全国的に影響が及ぶ可能性がある。

東京電力の管内企業及び管内企業と直接取引を行う管外企業数

	東京電力管内の企業数(a)	全企業に占める東京電力管内の企業割合(a)/(c)	東京電力管内企業と取引のあるそれ以外の地域の企業数(b)	全企業に占める東京電力管内企業と取引のあるそれ以外の地域の企業割合(b)/(c)	全企業数(c)
農林漁業	434	15%	313	11%	2,861
建設業	28,200	36%	4,674	6%	77,829
製造業	27,708	37%	19,936	27%	74,429
卸売業	36,498	39%	17,207	19%	92,403
小売業	12,916	29%	3,472	8%	44,280
サービス業等	53,293	42%	11,295	9%	126,170
合計	159,049	38%	56,897	14%	417,972

資料：(株)帝国データバンク「産業調査分析SPECIA」再編加工
(注)データベースに取引情報が収録されている企業数を集計している。

○夏期に向けて、東京電力・東北電力管内において、ピーク期間・時間帯 15%の需要抑制を達成するためにも、中小企業は、更なる節電に取り組んでいく必要がある。

【夏期の電力抑制目標】

東京・東北電力管内の小口需要家の方には、2011年7月から9月の平日9時から20時までを中心に、15%を目標に最大電力使用量の抑制をお願いいたします。

(参考) 大口需要家 (500 kW以上) : 15%
 小口需要家 (500 kW未満) : 15%
 家庭 : 15%

⑤その他の全国的な影響

○サプライチェーンへの影響

被災地域における出荷額が大きく、産業に不可欠な品目を供給する企業との取引が困難になることにより、サプライチェーンに影響が及んだケースもあった。

被災地域における出荷金額上位5品目

順位	品目名	出荷額(百億円)		構成比 (%)
		被災地域	全国	
1	自動車部分品・附属品	67	2,654	2.5
2	その他の電子部品・デバイス・電子回路	33	405	8.1
3	集積回路	31	431	7.1
4	洋紙・機械すき和紙	30	208	14.4
5	自動車(二輪自動車を含む)	27	969	2.8
全品目		1,165	30,525	3.8

資料：経済産業省「平成20年工業統計表」再編加工

(注) 1. 被災地域は、青森県、岩手県、宮城県、福島県における災害救助法を適用した市町村（2011年3月24日時点）を集計した。
 2. 工業統計表の商品分類表の製造品番号に基づいた品目単位での集計値である。

○消費マインドの低下による影響

震災による消費マインドの低下により、小売業、旅館、ホテル等のサービス業を中心に影響が拡大した。

○こうした影響の全国的な広がりを受け、特別相談窓口を設置しており、資金繰り、雇用、税制等についての多岐にわたる相談が寄せられている。

○一刻も早い復興のために、政府として、中小企業支援に万全を期していく。

第2部

経済社会を支える中小企業

第1章 産業、生活の基盤たる中小企業

中小企業は、経済的、社会的に重要な存在である。東日本大震災でも、我が国の産業のサプライチェーンを担い、地域住民の生活を支えるなど、中小企業の重要性が再認識された。

(産業を支える中小企業)：課題と対応

○中小企業が直面している課題は、中小製造業、中小非製造業ともに、「景気低迷、円高、デフレ等による売上の減少」が最も高く、続いて「国内需要の減少」と回答する割合が高い。

石巻都市雇用圏の主な企業群内の企業数、従業員数、売上高

企業群の業種特性	圏内企業数(社)	圏内企業に占める割合	圏内企業の従業員数(人)	圏内企業の従業員数に占める割合	圏内企業の売上高(百万円)	圏内企業の売上高に占める割合	中核となる企業
水産加工	162	21.7%	3,641	21.6%	312,946	41.3%	石巻魚市場株、大興水産株、 株女川魚市場、 株七星社、宮城県漁協等
建設	179	23.9%	3,773	22.4%	83,993	11.1%	公共工事、若生工業株、 新東総業株、株丸本組、 丸山商事株等
漁業	60	8.0%	1,318	7.8%	58,536	7.7%	株ヤマニシ、株守平商店、 宮城ヤンマー株等
小計	401	53.6%	8,732	51.9%	455,475	60.2%	
合計	748	100.0%	16,826	100.0%	756,985	100.0%	

資料：(株)帝国データバンク「SPECIA」を用いて、東京大学政策ビジョン研究センター坂田一郎教授、森純一郎助教の協力により作成

(注) 1. 石巻都市雇用圏とは、石巻市、東松島市、女川町をいう。

2. 石巻都市雇用圏の企業が供給元となる取引を集計した。

3. 本分析では、取引の大きさ(取引額)を反映できない、石巻都市雇用圏外に本社が存在する事業所が含まれていないなどの制約がある。

- 業種別には、中小製造業では「グローバル化の進展による競争の激化」と回答する割合が高い一方、中小非製造業では「消費者ニーズの多様化」と回答する割合が高い。
- 震災後、こうした課題が更に深刻化していると考えられる。
- 今後取り組むことは、中小製造業、中小非製造業ともに、約6割が「新規需要の掘り起こし」、約5割が「既存事業の高付加価値化」と回答している。
- 業種別には、中小製造業では「研究開発、技術開発」が高く、中小非製造業では「多様な人材の採用」が高い。
- 中小企業は、努力と創意を重ねて、日本経済の復興・発展に貢献することが期待される。

(生活を支える中小企業)：課題と対応

- 人口減少により需要規模が収縮する中で、売場面積500平方メートル未満の店舗は、販売額、売場面積ともに大幅に減少。この現象は、一部地域ではなく、今回の震災の被災地域も含めて、全国的に進行している。
- 消費者が最もよく利用する店舗は、アンケートによれば、10分圏内のコンビニエンスストアが約8割を占め、30分以内の大型店舗や量販専門店、インターネット販売・通信販売が約5割を占める一方、商店街は10分圏内でも3割に満たない。
- 今後の課題は、商店街は経営者の高齢化や店舗等の老朽化を挙げる割合が高いが、消費者は空き店舗の増加、大型店舗やインターネット販売・通信販売との競合を挙げており、買い物場所方法を選別。
- 課題への対応策は、魅力的な店舗の充実を挙げる割合が高く、消費者では、客層に応じた顧客ニーズの把握と対応、地域住民の顧客の維持・取り込み、地域独自の商品・サービスの販売を挙げる割合が高い。
- 震災後の厳しい状況の中にも、中小小売業は、地域住民のニーズを的確に捉えた取組を着実にやっていく必要がある。

(被災地域の経済を支える企業及び企業群)

- 被災地域の経済も、中核的な役割を担う中小企業及び商店街により支えられている。
- 石巻都市雇用圏を例に、企業の取引に着目して、取引関係が密な企業同士に分類すると、水産加工業、建設業、漁業を営む企業群が存在し、各企業群には、地域の取引の中核的な役割を担う企業が存在することが見て取れる。
- これらの上位3つの企業群で、石巻都市雇用圏の企業748社、雇用1.7万人、売上高7,570億円の5～6割を占めており、企業群及び企業群の中核となる企業は、地域経済の中で大変重要な役割を果たしている。

(後半は、来月号につづく)

「立ち上がろう！中小企業 絆を活かして」

第63回 中小企業団体全国大会のご案内

第63回中小企業団体全国大会が下記のとおり、愛知県名古屋市の名古屋国際会議場「センチュリーホール」で開催されます。

つきましては、この大会が盛会裡に開催されますよう、組合関係者各位より多数のご参加をいただきたくご案内申し上げます。

1 開催日時

平成23年11月17日(木) 午後2時～4時30分

(午後1時30分よりアトラクション・邦楽集団「志多ら」による和太鼓演奏)

2 場所

名古屋国際会議場「センチュリーホール」

愛知県名古屋市熱田区熱田西町1番1号

(地下鉄名港線「日比野」駅又は地下鉄名城線「西高蔵」駅下車 徒歩5分)

3 大会参加料

1人 4,000円

- (注意事項) ① 今回は、観光コースの設定はございません。
② 会場に入場されるご同伴の方も、大会参加料が必要です。

4 参加定員

50人

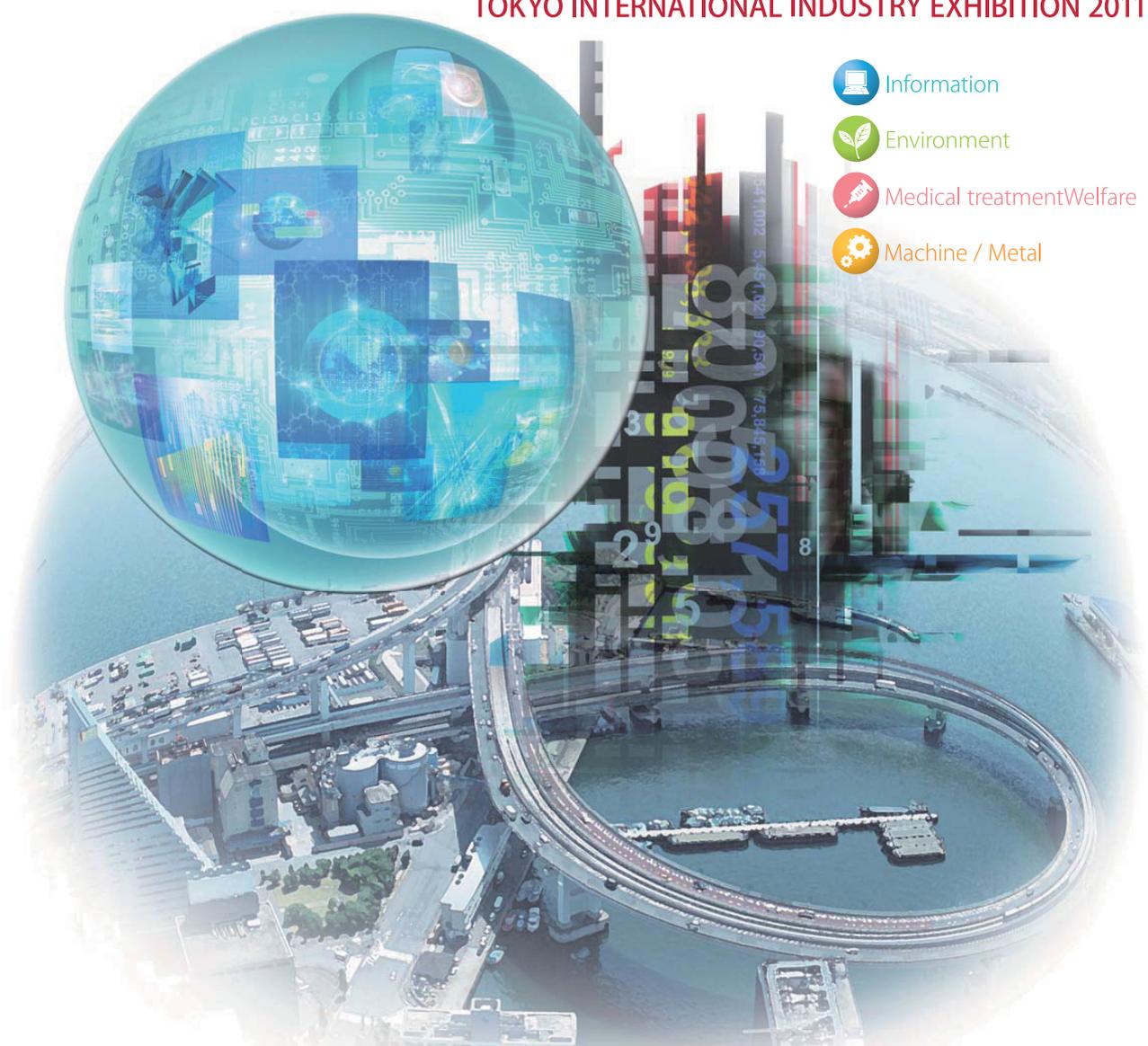
(※ 定員に達した場合、お断りさせていただく場合がございます。)

5 お申込み方法及び締切日

過日、郵送いたしました全国大会のご案内をご覧のうえ「大会参加申込書」に必要事項をご記入のうえ、平成23年9月16日(金)までに大会参加料を添えて本会にお申込み下さい。(全国大会のご案内・参加申込書は、本会ホームページからダウンロード出来ます。)

6 お申込み・お問い合わせ先

〒104-0061 東京都中央区銀座2丁目10番18号 東京都中小企業会館7階
東京都中小企業団体中央会・全国大会係：千葉、相川(亮)、石田
TEL：03(3542)0386(代表) FAX：03(3545)2190



-  Information
-  Environment
-  Medical treatment/Welfare
-  Machine / Metal

第14回 中小企業による国内最大級のトレードショー

産業交流展 2011

出展分野

情報

環境

医療・福祉

機械・金属

10/26(水) 27(木) 28(金)

10:00 東京ビッグサイト
17:00 東5・6ホール

主催 産業交流展2011実行委員会
 東京都 東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、
 (株)東京ビッグサイト、(公財)東京都中小企業振興公社、(地協)東京都立産業技術研究センター

後援 (社)東京工業団体連合会、(協)中小企業基盤整備機構 関東支部、東京信用保証協会、
 東京中小企業投資育成(株)、アジア大都市ネットワーク21
連携縣市 埼玉県、千葉県、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市

中小企業トップセミナー

「^{あす}未来へ！」

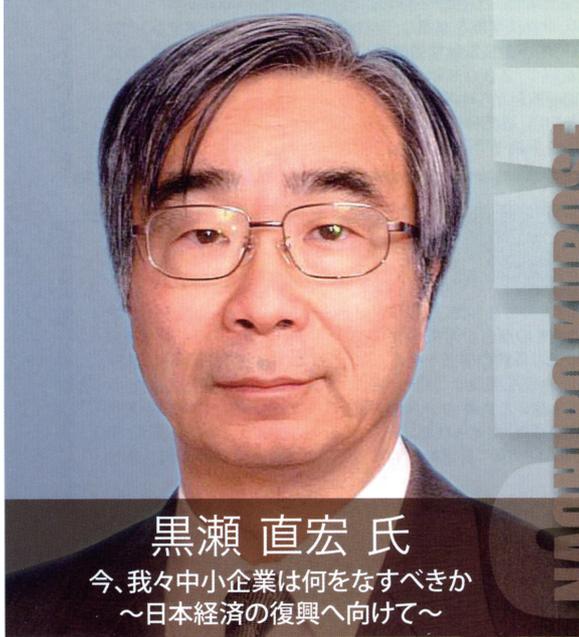
中小企業の挑戦

我が国は、東日本大震災により未曾有の被害を受け、経済面においても大変厳しい状況にあります。そして、中小企業を取り巻く経営環境は、未だ震災後の復興への道すじが不透明なこともあり、予断を許さない状況にあります。今回のセミナーでは、大学やマスコミ等で活躍中の大学教授や実業家を講師として招き、政治、経済学者の視点、経営者の視点などから、中小企業の今後の展望をお話していただきます。多数受講くださいますようお願い申し上げます。



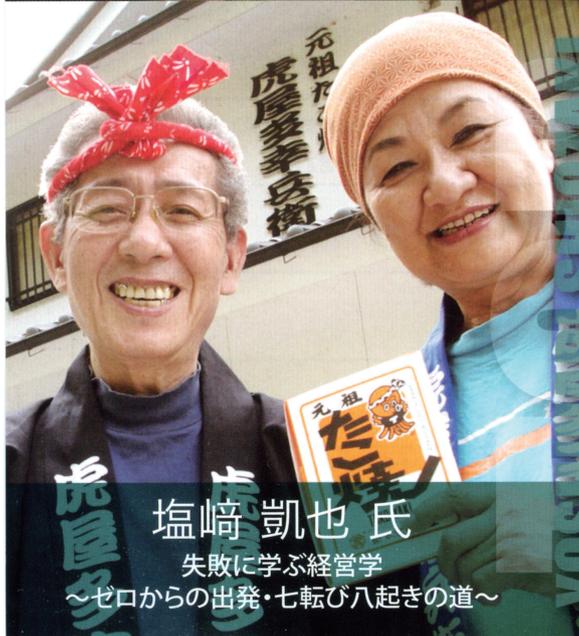
志方 俊之 氏

中小企業経営における危機管理の本質



黒瀬 直宏 氏

今、我々中小企業は何をなすべきか
～日本経済の復興へ向けて～



塩崎 凱也 氏

失敗に学ぶ経営学
～ゼロからの出発・七転び八起きの道～

平成23年9月9日(金)

開 会 10時20分

開催場所 日本橋蛸殻町2-1-1
ロイヤルパークホテル 2階「有明」
TEL.03-3667-1111

参加料 お一人様15,000円
(受講料、資料代、昼食・コーヒー代を含む。)

主催／東京都中小企業団体中央会 
東京都中小企業経営者協会

後援／(公財)東京都中小企業振興公社

あす 「未来へ!中小企業の挑戦」

中小企業経営における危機管理の本質

10:30~12:00

しかた としゆき
志方 俊之 氏

帝京大学
法学部教授

1936年静岡県生まれ。1958年、防衛大学校(第2期生)を卒業し、防衛庁(現防衛省)に入庁。京都大学大学院で学び工学研究科博士課程修了、米陸軍戦略大学国際研究員を経て、在米日本大使館防衛駐在官、防衛大学校幹事、陸上自衛隊北部方面総監(札幌)などを歴任。1992年に退官、世界平和研究所・研究顧問となるとともに軍事アナリストとしての活動を開始。1994年より帝京大学教授(安全保障)、1998年より東京都参与を兼任。2001年より内閣府中央防災会議専門委員を務める。経験に裏打ちされた軍事に関する論評には説得力があり、特に危機管理に関してはスペシャリストとして名高い。主な著書として「無防備列島」、「自衛隊に誇りを」等多数、テレビ番組にも出演している。

今、我々中小企業は何をなすべきか~日本経済の復興へ向けて~

13:00~14:30

くろせ なおひろ
黒瀬 直宏 氏

嘉悦大学
経営経済学部教授

1944年東京都生まれ。1967年に慶応義塾大学経済学部を卒業し、東京都立大学(現首都大学東京)大学院社会科学研究科修士課程修了。中小企業事業団(現中小企業基盤整備機構)、(財)中小企業総合研究機構、豊橋創造大学経営情報学部教授、専修大学商学部教授を経て、2009年4月より現職。中小企業事業団在職中には中小企業政策遂行の実務に携わった。中小企業の現場取材から理論を組み立てるのを得意としている。1991年よりNHKラジオ第一放送「ビジネス展望」の解説を担当。専門分野は中小企業経営論、中小企業政策論。主な著書として「地域産業・危機からの創造」、「新版・新中小企業論を学ぶ」等多数。

失敗に学ぶ経営学~ゼロからの出発・七転び八起きの道~

14:45~16:15

しおざき よしなり
塩崎 凱也 氏

(株)エス・ティー・ジー大阪虎屋
相談役

1937年愛知県生まれ。家が貧しく中学校を卒業と同時に2年間、遠洋マグロ漁船に乗船。その後、若干17歳にして当時の金額で70万円の貯金を元手に、たこ焼きの屋台を開業。数年後に大手デパートにも出店をするほどの急成長を遂げたが、新しい事業が失敗したことにより多額の借金を抱えて倒産。以来、何度も経営再建に挑み続け失敗を繰り返す。苦悩の10年後、8度目にして再起を果たす。同氏が出演し、1999年に放送された「ラジオ深夜便・こころの時代」[家族その絆]では、放送を聴いた当時の小淵恵三首相(故人)から直々に内容を称える電話が掛かってくるなど、全国各地から大きな反響の声が寄せられた。現在、福島県いわき市に店舗を構え、幸いにも震災を逃れ町の名物となっている。著書として「疫病神」「貧乏神」「死神」が教えてくれた幸せの法則「会社をたたみたくになったら読む本」。

●定員:140人

●申込締切日:平成23年9月2日(金) ただし、定員に達し次第締め切らせていただきます。

●キャンセル:9月5日(月)以降はキャンセル料として参加料の全額を申し受けます。

●お申込方法:下記参加申込書に所要事項をご記入の上、参加料を添えてお申込みください。

なお、参加申込書はFAX(03-3545-2190)にてご送信ください。

●お問合せ先:〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業団体中央会 労働課
担当/鈴木(篤)、濱本 TEL 03(3542)0388(直通) FAX 03(3545)2190

●お振込み先

①商工組合中央金庫 本店営業部 (当)No.2000202

三井住友銀行 京橋支店 (当)No.6206280

みずほ銀行 銀座中央支店 (当)No.16416

※誠に勝手ながら送金手数料は、

貴組合等でご負担願います。

②口座名「東京都中小企業団体中央会」

東京都中小企業団体中央会 労働課 行

中小企業トップセミナーに参加料を添えて申し込みます

中小企業トップセミナー参加申込書

平成23年 月 日

所在地	〒()		
名称	代表者氏名		
TEL	FAX		
担当者氏名	※参加者と相違する場合のみご記入ください 役職: 氏名:	参加者氏名	役職: 氏名:

送信先 **FAX.03-3545-2190**

※参加申込に関する個人情報は
本セミナー以外の目的には使用いたしません。

東京労働局並びに東京都が本会に協力を要請

～新規学校卒業者、東日本大震災被災者等の求人募集枠の拡大等にご協力を～

7月27日、山田 亮東京労働局長並びに日請^{ひうけ}哲男東京都産業労働局雇用就業部長（当時）が来会され、本会大村会長と面談し、新規学校卒業者等の採用枠の拡大等についての協力要請文を手交しました。

会員組合の皆様におかれましては、本会への要請文をご高覧のうえ、傘下組合員企業へのご周知方よろしくお願い申し上げます。



大村会長に要請文を手渡す山田東京労働局長（中央）並びに日請^{ひうけ}雇用就業部長（右）

なお、要請文に記されている、別紙1～3につきましては、本会ホームページに掲載していますので是非ご覧下さい。

- （別紙1）「主な雇入助成金のご案内」
- （別紙2）「求人情報連絡票」
- （別紙3）「東京しごとセンターにおける主な事業主向けサービスのご案内」



詳しくは本会ホームページから

東京中央会

検索

東京都中小企業団体中央会
会長 大村 功 作 殿

貴団体におかれましては、日頃より東京労働局及び東京都が行っている雇用施策の運営に特段のご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

とりわけ、傘下会員事業主の皆様に対して、雇用の場の提供や雇用維持への取組み要請を積極的に周知いただいておりますことに、重ねて深甚なる謝辞を表します。

さて、先般発表されました雇用失業情勢を表す指標において、平成 23 年 5 月の全国の完全失業率は 4.5% と高止まっております、東京の有効求人倍率は 0.81 倍と依然として厳しい状況が続いている中、7 月 1 日発表された大卒等の就職内定率（確定版）では 91.0% と過去最低を記録したところであり、6 月 20 日から受理を開始しました新規高等学校卒業者の求人数は、前年比 2 割の減少と、新規学校卒業者には非常に深刻な状況でございます。

企業の皆様におかれましては、景気先行きへの懸念など、採用の拡大に慎重にならざるを得ない事情も多々あるかと拝察いたしますが、このような厳しい時期こそ、企業活力の維持及び持続発展を下支えする人材確保の好機でもありますので、貴団体の傘下会員事業主の皆様へ、以下の求人募集枠の拡大及びハローワークまたは東京しごとセンターへの求人提出について、改めてご周知いただきますようお願い申し上げます。

- 1 平成 24 年 3 月卒業予定者（既卒 3 年以内の者含む）向け求人（大学・短大・高等学校等卒業者対象）
- 2 中途採用求人
- 3 障害者求人
- 4 東日本大震災被災者向け求人（学生を含む）

なお、ハローワークにおきましては、「主な雇入助成金のご案内」（別紙 1）のとおり、人材確保及び雇用維持に関する各種助成制度を実施しており、また、求人募集のご用命につきましては、「求人情報連絡票」（別紙 2）によりご一報いただくことで、ハローワークの担当職員が事業所まで赴き求人をお預かりする訪問サービスを行っておりますので、求人募集枠の拡大と併せてご周知いただきますようお願い申し上げます。

また、東京しごとセンターにおきましても、「東京しごとセンターにおける主な事業主向けサービスのご案内」（別紙 3）のとおり、ハローワークと連携を図りながら、大震災の発生に伴う緊急就職支援をはじめとして、人材確保等に関する各種助成や求人サービスの提供を行っておりますので、併せてご周知・ご活用の程よろしくようお願い申し上げます。

平成 23 年 7 月 27 日

東京労働局長 山田 亮
東京都産業労働局長 前田 信弘

「放射線測定器購入費用助成事業」及び 「中小企業被災地事業継続特別支援事業」のご案内

本会では東日本大震災による原発事故に起因する風評被害や、震災の直接被害を受けた都内中小企業者を支援するため下記の事業を実施します。募集要項等詳細については本会ホームページをご覧ください。

(<http://www.tokyochuokai.or.jp/>)

I 「放射線測定器購入費用助成事業」

●事業の目的

震災に伴い発生した福島第一原子力発電所の放射能事故に起因する風評被害に対応するため、都内の中小企業団体が放射線測定機器を購入する費用に対して助成金を交付し、その構成員である中小企業者が製品の放射線を自主的検査し、その安全性をアピールする取組みを支援します。

●助成上限額

1 団体につき 3 台までが助成対象です。

購入台数	1 台	2 台	3 台
助成上限枠	375,000 円	750,000 円	1,125,000 円

●助成金額

助成対象と認められる経費の 4 分の 3 以内を助成します。

●申請要件

中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 158 号）第 3 条に基づく中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会）で、東京都内に主たる事業所を有していること。

- ①過去に本助成金を受領していないこと。（申請は 1 団体 1 回のみです。）
- ②同一内容で国・都道府県・区市町村等から助成を受けないこと。
- ③過去に中央会・国・都道府県・区市町村等からの助成に関し、不正等の事故を起こしていないこと。

●助成対象経費

助成対象経費は、助成事業の目的のみに支出する消費税等の間接経費を除いた

- ①機器購入費（標準付属品を含む）②付属品購入費 ③役務費

●**受付期間**：平成 23 年 8 月 1 日から助成金終了まで

●**助成対象期間**：交付決定日から平成 24 年 3 月末日まで

II 「中小企業被災地事業継続特別支援事業」

東日本大震災による都内企業の二次的被害の防止や被災地での経済復興を図るために、被災地で被害を受けた工場等を有する都内中小製造事業者に対し、経営等の専門家（中小企業診断士等）を現地に派遣し、事業再開への取組みを強力に支援するとともに、損壊した建物・設備等の建替・修繕等の経費の一部を助成します。

●対象事業者

被災地で被害を受けた工場等を持つ都内の中小製造事業者

※被災地とは、震災特別法に定める特定被災区域又は、原災法による計画的避難区域、緊急時避難準備区域のこと。ただし、特定被災区域の事業者の場合は、全壊、大規模半壊又は半壊の「リ災証明」を受けていること。

●支援の内容

- ・ 専門家の派遣（東京都中小企業団体中央会実施）

被災地での事業活動の継続に向けて、復旧等のために必要な経営計画、資金計画、施設等整備計画等の作成について、専門的な見地からの助言指導を行います。

- ・ 経費の助成（（公財）東京都中小企業振興公社実施）

上記専門家の派遣を受けた事業者が、被災地で損壊した工場等の操業を再開するために行う建替、修繕等に必要な経費の一部を助成します。

●助成金額 500 万円以上 8,000 万円以内

（助成対象事業を実施し、助成対象と認められる経費の2分の1以内を助成します。）

●助成対象期間

交付決定日から助成事業の完了まで

ただし、写真や書類等による事実確認が可能な場合に限り、平成23年3月11日から交付決定の前日までを含みます。また、助成事業完了の日については、平成25年2月28日を最終の日とします。

●助成対象経費

対象事業者が東日本大震災による被害を受けた工場等の生産基盤に対して行う建築、修繕、購入、借上、移設等に要する施設整備等の経費で、助成対象期間内に契約・実施（完成・納品・設置等）・支払いが行われたもの。

●受付期間

- ・ 専門家の派遣申込み 平成23年8月25日から平成23年9月7日まで
- ・ 助成金の申請 平成23年9月15日から平成23年9月28日まで

III お問い合わせ先

東京都中小企業団体中央会 支援課 電話 03 (6278) 7935 (放射線測定器購入費用助成事業)
電話 03 (6278) 7931 (中小企業被災地事業継続特別支援事業)

東京を襲う

停電

迫る…

電力供給危機



エアコンが止まる…
工場操業停止…
ビル内が暗闇に…
倉庫・冷蔵庫の中身は？
交通網が麻痺…
出勤・通学・帰宅困難…

どうする？ 節電対策

東京都
事業者で
ご相
いただ

省エネ・節電・防災・BCP対策のプロ

専門家による強力な支援や

講習会等の助成を受けま

1

特別窓口で、
直接相談

中小企業診断士等、
専門家が常時相談を
無料で承ります !!

2

企業の現場に、
直接訪問

専門家を直接派遣！
しかも無料！！
さらに、環境経営も、
アドバイス !!!

3

組合
講習
作成

省エネ・
講習会や
経費の
しかも

次の震災に負けないぞ!!

防災

地震津波は防げなくても、
震災の被害を最小限にすることは可能だ!

どうする? 防災対策

部内の
であれば
相談
けます

電源・ガスを確保
自転車・運動靴・食糧・飲料水は
大切な商売道具・設備を守る
近隣の被災者にどう対応する?
従業員の安否確認

安心、安全な未来のために、すぐに取り組みましょう!!

有楽町・銀座に特別相談窓口

しょう!

・業界の
会・マニュアル
に、補助金

節電・防災・BCPの
マニュアル作成に、
3分の2の補助金!!

上限50万円!!

中小企業診断士等、
強力な専門家が
常時相談を
お待ちしております!!



●問い合わせ先

東京都中小企業団体中央会 業務課

〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館6階

TEL:03-6278-8751 FAX:03-6278-8754

E-mail: c husyo-tokyo@iaa.itkeeper.ne.jp

回復傾向にあるが、震災前の水準に遠く及ばず

6月の情報連絡員報告によると、前月に比べ製造業では売上高DI値が30ポイント以上回復し、収益状況や景況についても徐々に回復している。一方非製造業は製造業ほど大幅ではないが、各項目ともはっきりと回復傾向を示している。しかしながら回復傾向にあるものの、震災前の水準には遠く及んでいないのが実態である。又、情報連絡員からは、原材料価格が高騰しており収益を圧迫している状況を伝える声が多くよせられている。

【製造業62人、非製造業、88人、計150人の集計】

前年同月のDI値	全産業	製造業	非製造業
	前年同月比	前年同月比	前年同月比
売上高	 -35.3	 -21.0	 -45.5
在庫数量	 -16.7	 -9.7	 -23.4
販売価格	 -13.3	 -14.5	 -12.5
取引条件	 -26.0	 -24.2	 -27.3
収益状況	 -51.3	 -43.5	 -56.8
資金繰り	 -34.7	 -32.3	 -36.4
設備操業度	 -19.4	 -19.4	—
雇用人員	 -19.3	 -19.4	 -19.3
業界の景況	 -56.0	 -50.0	 -60.2

※DI(Diffusion Index)値とは、景気の動きをとらえるための指標です。(−100≤DI値≤100)

DIの計算方法…増加・好転と答えた企業の割合−減少・悪化と答えた企業の割合

【例:調査数「20」のうち好転が「4」、不変が「6」、悪化が「10」とした場合…(4−10)/20×100=−30】



平成23年
6月

業 界 の 声



製 造 業		
集計上の分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
食料品	中華麺製造業	小麦等の原材料や副資材の価格が値上している。
	製粉業	6月から小麦価格の値上が行われた一方、震災の影響による観光客の減少や外食産業の停滞により売上状況は厳しく、業者間でシェア争いが起きている。
繊維・同製品	帽子製造業	UVカットや高い遮光性、洗濯機で洗える等の機能性を備えた帽子が売れ筋となっている。
	帆布製品製造業	震災後低迷していた組合員の売上状況が、今月に入り回復傾向を見せ始めた。
	織物製造業	売上は半減しており、先行きが懸念されている。
	ニット製造業	輸入原料が不足し価格が上昇しているが、製品価格に転嫁出来ないため利益率が悪化している。
	洋服製造業	前年比で受注量は減少している。
木材・木製品	建具製造業	売上高が一向に伸びない。震災被災地の仮設住宅向けの引き合いもほとんど無い。新規に着工された住宅では木造物件が減少している。
	木材製造業	原材料の高騰分を販売価格に反映できないため苦慮している。又、受注量も減少している。
印刷	印刷加工業	印刷需要の減退から売上が極端に落ち込んでおり、節電対策が必要ないほどである。
	印刷業	インキの値上が組合員の経営を圧迫している。また、大手製紙メーカーの一家が用紙の値上を行ったが、今後他社の動向が注視される。
化学ゴム	プラスチック製品製造業	前月に続き季節商品を除いた売上は低調となっている。災害関連商品の売上も一段落している。例年この時期は繁忙期であるが、今期の状況は非常に厳しい。
	ゴム製品製造業	事故を起こした福島原発の20km圏内にある関連事業者からの資材納入が絶たれる等、サプライチェーンが崩壊している。組合員各社は未だ減産中であり、生産量が70%減少した組合員もある。このため組合員は海外製品の調達を始めている。
		タイヤ価格の値上前に駆け込み需要が若干あったが期待したほどではなく、売上は低迷した。
窯業・土石製品	コンクリート製品製造業	震災の復興需要により売上を伸ばした組合員もいるが、一部に留まっている。
		震災後から受注量は落ち込んでいたが、6月に入りさらに悪化。コンクリート製品の販売価格は極端に低下している。
鉄鋼・金属	缶製造業	鋼材価格や金属印刷加工料が値上する一方、購買意欲の低下や風評被害による缶詰製品の売上減少により業況の悪化が著しい。
	ダイカスト製品製造業	自動車関連の受注量も震災前の8割にまで回復した。建築金物関係は被災地の復興住宅用製品の売上が大きかった。
	鋳物製造業	取引先からの注文量が不安定なため、経営状況は思わしくない。
	鍍金加工業	6月は震災後初めて売上が前年比で増加した。ただし本格的な回復にはほど遠く、自動車関連等の受注量増大を期待している。
	建築金物製造業	資材価格が上昇しており、価格の改定に苦慮している。
	電線製造業	震災直後の特需も落ち着き、ユーザーも十分な在庫を持っているため、今後大きく売上が減少する可能性が大きい。
輸送用機器	自動車部品製造業	震災後激減した生産量を取り戻すため6月以降の生産量は大きく回復しているが、節電への対応と人員確保に苦慮している。
一般機械	写真製版機材製造業	大手企業が広告宣伝費を削減しており、前年比で売上は減少している。
	木工機械製造業	一部組合員は震災被災地からの設備修繕の依頼を受け多忙となっている。
電気機器	配電盤製造業	震災の復興需要は発生しつつあるが、大きなものではない。資材の一部にダブつき感がある一方、半導体部品が不足している。

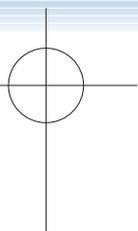
その他の製造	スポーツ用品製造業	売上が常に堅調な「スイミング」用品の販売が低調となっている。フィットネス関連の水泳愛好者は長期にわたって水泳に取り組み傾向にあり、非常に安定した消費者層であるが、新規のユーザーが増えていない。
	工業塗装業	自動車関連需要の回復が望まれる。
	ガス圧接業	稼働率にはバラツキがあり、乱高下を繰り返している。受注単価は横ばい状態であり、今後の状況が注視されている。
	電動式遊技機製造業	震災被災地にある下請企業が復旧していないため生産が進まず、商品の在庫が不足しつつある。
	ネームプレート製造業	震災後の売上状況は縮小傾向にある。

非 製 造 業		
集計上の分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
卸 売	ニット製品卸売業	震災後の売上落ち込みを脱して徐々に状況は改善しつつある。
	美容用品卸売業	美容院への来客数が減少傾向にあり、東京の周辺地域での減少幅が大きい。経営難の組合員1社が組合を脱退した。
	紙卸売業	中堅以上の印刷・出版会社が印刷用紙の安定調達のため卸売業者を選別し、取引業者を変更する動きに出るとの情報がある。
	電設資材卸売業	震災発生後の品不足はほぼ解消された。ただし売上高は減少傾向にある。
	玩具卸売業	震災の影響による売上減少が懸念されたが、予想したほどの影響はなかった。今月は大規模な玩具の展示会が開催され、マスメディアにも後押しされた結果、非常な盛り上がりを見せた。
	木材卸売業	震災後、住宅や店舗等の着工件数が減少しており、柱などの構造材の売上が極端に悪化している。
	電線卸売業	工事用電線の品不足は解消され、各組合員とも震災被災地向けの供給体制は安定している。ただし大きな荷動きがないのが現状である。
	食器卸売業	外食産業の低迷が売上に大きく影響している。
	銅製品卸売業	サプライチェーンが東京以西に移動しており対応に苦慮している。
小 売	木材小売業	5月末より組合の売上は過去最悪の状況を呈している。
	鶏肉・鶏卵小売業	震災後に落ち込んだ売上は回復傾向にある。ただし、業務用の売上は依然低調である。
	米穀小売業	米の消費者価格に変動は無いが、業者間の取引においては品不足から価格が高騰している。
	豆腐小売業	廃業、脱退組合員が発生している。高齢化と営業不振が最大の課題である。
	鮮魚小売業	一般的に鮮魚の流通量が少なく、価格は高騰気味である。
	包装材料小売業	化成包装材は震災以降、メーカーからの納期が遅れる一方、値上がりが続いている。また、売上そのものは低調であり、廃業を検討している組合員も現れている。
	電器製品小売業	アナログ放送の停波を控え、アンテナ関連工事の受注が増加している。また酷暑からエアコン需要が伸びている一方、節電対応のため扇風機の売上が著しく増加し、在庫が不足している。さらに放射線測定器や蓄電池の需要も見込まれている。
	自転車小売業	震災後の特需が需要を先取りした結果、売上台数は激減している。
	中古自動車小売業	危惧されていた中古自動車の流通量の減少が進んでいる。新車の販売不振に伴うもので、来月以降も苦しい状況が続く見込みである。
	古書籍小売業	前年度の組合員数は16人の減少となった。組合事業の実績は横ばいであったが、組合員の景況は依然厳しい。
	衣料品小売業	気温が上昇したため、夏物衣料全般の売上が伸びている。
文具小売業	文具小売店でも電池や懐中電灯を取り扱っているが、品不足のため入荷されないケースが発生している。	

小 売	文具小売業	商品の供給量は大きく改善している。
	食品小売業	6月は僅かながら前年実績を下回った。震災後の節約志向が影響にあると思われる。ただし、震災後の品不足については完全に解消された。
	眼鏡小売業	客数の減少と単価の下落による売上高の減少が顕著である。
	各種商品小売業	5月まで落ちこんでいた売上状況は、6月に入り若干の回復傾向を示している。また、組合が実施しているクレジットカード事業の売上は予想より早いペースで回復している。
	青果小売業	キュウリ、なす、キャベツ等の夏野菜が高値となっている。スイカも不作で高騰している。
商店街	銀座	中国人観光客が戻ってきた。ただし売上は前年実績に届かなかった。7月の売上回復を期待している。
	目黒	家電等には好調さが見られるが、全般的な売上状況は依然として厳しい。
	秋葉原	秋葉原の歩行者天国は7月3日より再開の予定である。中国人観光客は若干増加しているものの、ピーク時には及ばない。扇風機が活発な動きを見せるなど、節電商品の売上は好調である。テレビの販売数は多いが単価の下落で苦戦が続いている。
サービス	飲食業	夏のボーナスシーズンにもかかわらず、客足が鈍い。
	廃棄物処理業	都内の他団体とともに震災被災地の支援を実施した。車両90台、人員280名が参加し、廃棄物の収集・運搬を実施した。
	公衆浴場業	酷暑が来客数の増加につながることを期待したい。
	自動車整備業	自動車販売は悪化しているが、車検数量は増加している。また、軽自動車の比率が増加している。
	複写業	震災以降、組合員の受注量は大幅に減少している。4月、5月は最悪の状況を呈していたが、6月に入りようやく底を打ち始めた。
運 輸	貨物自動車運送業	震災以降、新規加入組合員が使用する軽自動車の納期が、震災による生産遅延で著しく遅れている。
		震災の復興需要が徐々に増加しており、今後の景況回復を期待している。
	港湾運送業	震災被災地の港が機能を停止したため、被災港に入港予定の船舶を東京港で受入れていたが、被災港の復旧が進んだため、6月15日で受入は終了した。東京港のコンテナ取扱量は増加傾向にあるが、組合員の景況は依然として厳しい。
建 設	内装工事業	震災以降、景況は悪化し続けている。
	基礎工事業	震災により発生した地盤の液状化等により、住宅基礎の復旧工事の受注が増加した組合員が多い。ただし、東北の被災地向けの復旧工事は協力依頼のみで具体的な進展が無い。

✓ 行政庁・中央会に対する主な要望事項

集計上の分類業種	具体的な業種	主な要望事項
卸 売	紙卸売業	行政庁等はグリーン購入やFSC認証紙の使用を進めているが、中小出版・印刷業に大きな負担をかけている。再考願いたい。
	再生資源卸売業	東京中央会が被災地域の中央会と連携して、ボランティア活動や被災企業との交流会を手配する仕組みを設けてはいかがだろうか。
小 売	青果小売業	6月は公設市場の休日が日曜日以外に4日間もあり、業務に支障が出た。善処していただきたい。
	酒小売業	原発事故による沈滞ムードが広まらないように願いたい。イベント等の自粛にもつながり、消費の低迷を招いている。



帝京大学経済学部教授
黒崎 誠



開く一方の格差

東日本大震災によって明確になったのは、日本経済の中で中小企業が極めて重要な役割を果たしていることであろう。だが、日本経済の中核を担う中小企業の売上高経常利益率は、大企業との格差が開く一方だ。さらに、経済のグローバル化、オープン化が急速に進展しており、中小企業もこれからは海外進出、保有する技術の見直し、サービスの再構築などにより産業構造の変化に対応する必要に迫られている。

高度成長が始まるまで中小企業は、大企業と比較して利益率も低く、働く従業員の賃金も大企業の半分程度と大企業との間に大きな格差があり日本経済における「二重構造」とまで言われた。だが、高度成長の始まりとともに中小企業の売上高経常利益率は、急速に改善されるようになり高度成長の真っ只中の1972～1975年の中小企業の利益率は、大企業を上回っていた。76年から再び大企業を上回るようになるが、それでも80年代の半ばまで大企業と中小企業の格差は、0.2%程度にとどまっていた。その後も格差は一段と開くようになるが、それでも1%前後に収まっていた。

ところが、2000年代に入ると格差は広がる一方で、この年の大企業3.3%に対して中小企業1.9%と格差は1.4ポイントとなった。02年度から日本経済は回復期に入り、この基調は07年度まで継続する。この間の大企業の売上高経常利益率は、02年度3.3%、03年度3.7%、04年度4.2%、05年度4.6%、06年度4.8%、07年度4.6%で推移した。これに対

産業構造の変化に対応を

して中小企業はそれぞれ1.6%、1.7%、2.1%、2.4%、2.2%、2.1%となっており04年度以降は2ポイントから2.5ポイントもの格差となっている。しかも、トレンドとしては年度を追う毎に格差が拡大している(数字は、いずれも中小企業白書)。

さらに詳細な、財務省・総合研究所の調査によれば大企業(資本金10億円以上)の売上高経常利益率は、02年度3.7%、03年度4.1%、04年度4.8%、05年度5.2%、06年度5.5%、07年度5.2%。これに対して資本金1～10億円の中堅企業は、それぞれ2.3%、2.7%、2.9%、3.0%、3.2%、3.1%。そして1000万円から1億円の中小企業になると1.6%、1.7%、2.1%、2.4%、2.2%、2.1%となり、資本金1000万円以下の零細企業は02年度がマイナス0.4%、03年度からプラスに転じるが0.8%、0.9%、0.9%、0.6%、1.1%となっている。中堅企業でも大企業と比較すると2%程度の格差があり、中小企業になると大企業の半分以下の利益率になる。そして零細企業は、景気回復の恩恵が遅れてやってくるだけでなく、経常利益率も大企業の5分の1程度しかない。しかも、大企業と中堅企業以下の中小零細企業との格差が広がっていることがはっきりする。



進む海外への生産拠点の移転

経済産業省の「海外事業活動基本調査」によれば95年における海外での生産比率は、8.3%に過ぎなかった。しかし、その後も比率は、上昇する一方で2000年には16.7%となる。この頃から「産業の空洞化論」が、大きな問題として浮上する。大手企業が、海外へ拠点を移す中で中小企業は、取引先と一緒に海外へ進出するグループと国内に踏み止まるグループに分かれたが、国内に残ったグループは日本の10分の1以下の賃金で生産される海外製品との競争に晒されることになる。「製品価格の大幅な

値引きを求められ、駄目なら海外品に取りかえると迫られた」「海外と同一でなければ取引停止と言われた」といった厳しい値引きを求められた。09年度の海外生産比率は、17.2%となっているが、経済産業省の最近の調査で「海外へ拠点を移す」とする企業は69%に達しており、東日本大震災をきっかけに海外へ拠点を移す動きが拡大するのは確実だ。

その最大の理由となっているのが、電力供給への不安だ。菅首相は、原子力発電から太陽や風力などの自然エネルギーへの転換を打ち出した。電力の35%は原子力によって賄われている。その原子力発電所は、次々と定期修理入りしている。だが、菅内閣が反原発を打ち出したことから原発のある自治体の多くは、修理が終わっても簡単に再開を認めない状況に陥っている。このままでは来年の3月には、国内にある原発が全て稼働を停止する事態になる。産業界からは「産業の空洞化で雇用不安も広がる」との批判が強いが、菅首相は反原発の方針を変えそうもない。菅首相が辞任しても「反原発」を支持する意見は民主党内に強く、民主党政権が続く限り自然エネルギーへの流れは変わらないだろう。自然エネルギーに変換した場合のコストの上昇や、産業界の国際競争力の低下といった問題を殆ど考えないのが民主党政権の特色だ。まだ2年間も続くことから産業界の海外への生産拠点の移転は加速化されるだろう。

▶▶ 変化への対応策

このように中小企業を取り巻く産業構造そのものが、大きく変化しているのが現状だ。こうした変化の中で生き残り、さらに発展を目指す中小企業に必要な方法として考えられる1つの方法は、海外への進出であることは間違いない。その一方、国内で生き残るには製造業においては自社の持つ技術の見直しによる新商品の開発と再評価による技術力のレベルアップが求められている。そして、非製造業に必要なのは、自社のサービスを再点検してレベルアップを図るとともに必要なら第二創業を目指すことだろう。高い技術を持ち世界でも高いシェアを持つ中小企業は「イノベーション型研究者集団」「専門技術深耕型」「周辺ノウハウ蓄積型」「熟練技術者集団型町工場」の4つのタイプに分かれるとされる。

イノベーション型は、ナノテク等の超先端のハイ

テク技術を駆使する先端産業の中小企業だ。専門技術深耕型は、ナノテクほどの超先端技術ではないが、高い技術によるハイテク産業に見られる中小企業。これらの中小企業は、高い技術を持ち世界で唯一の製品を作るオンリーワン企業も少なくない。大企業にも太刀打ちできる実力を備えているが、従来の製品と異なる製品の開発に高い技術を生かすといった経営改革が求められている。「周辺ノウハウ蓄積型」は、日本の産業界が、発達する中で培われた技術を幾つも駆使して製品を生み出す中小企業だ。だが、海外へ進出した日本企業によって海外企業の技術レベルも上昇するようになっており、コストダウンや技術力の一段の向上を必要としている。

「熟練技術者集団」は匠の技を持つ熟練工員が集まる町工場だ。コンピュータ制御の工作機械よりも優れた加工の腕を持つ熟練工の技は、日本の中小企業の技術を支えてきた。今後ともこのような町工場を日本経済は必要としている。ここでの問題は、長い年月を掛けなければ会得できない匠の技を持つ後継者の育成だ。熟練工は高齢化しており、この技を次の世代に後継出来ない町工場も少なくない。一部で後継者育成に乗り出しているが、国を挙げての支援策も必要だろう。

産業構造の変化に対応を迫られているのはサービス業も同じだ。サービス業で求められるのはサービスの質の向上と大胆に企業を変化させる第二創業だろう。売れ行き不振に悩む和服を中古和服の再利用によって全国的な店舗展開を開始した和服問屋。従来のイメージを大きく変えてインターネットで料金や葬儀の様子を分かるようにして全国展開を目指す葬祭企業。棕櫚（しゅろ）を原料にした縄を扱う町の小さな個人商店から取り扱い品をガーデニング製品に切り替えて振興市場への上場に成功した企業などサービス業でも第二創業に成功した中小企業は少なくない。

繊維・軽工業から重・化学工業、重・化学の重厚長大から軽薄短小へ、さらに先端技術へと日本の産業構造は絶えず変化してきた。しかし、中小企業の付加価値生産額は55～60%と変化していない。激しく変化する産業構造の変化に対応してきたからだ。日本の中小企業は、現在起こっている産業構造変化を乗り切れる経営ノウハウや技術を十分に持っていると感じたい。

平成23年度

中小企業組合 検定試験

検定試験を受けて

JUST TRY 2011.12.4

〈 SUN 〉

1 組合 1 組合士

組合のあしたを拓く組合士

組合士になるつもり！

■ 受験資格

特になし
(ただし、組合士として認定されるには
組合等での実務経験が必要です。)

■ 試験科目

● 組合会計 ● 組合制度 ● 組合運営

■ 試験日

平成23年12月4日(日)

□ 試験地

札幌、青森、仙台、秋田、郡山、さいたま、
東京、長野、静岡、名古屋、大阪、
松江、岡山、広島、山口、高松、福岡、
長崎、大分、鹿児島、那覇

■ 願書受付期間

平成23年9月1日(木)～10月14日(金)

■ 受験料

5,000円
(一部科目免除者は3,000円)

■ その他

お申し込み方法など詳しいことは、最寄りの
都道府県中小企業団体中央会にお問い合わせ下さい。

■ お問い合わせ先

都道府県中小企業団体中央会
全国中小企業団体中央会
TEL.03-3523-4907
<http://www.chuokai.or.jp/>

主催 /  全国中小企業団体中央会 後援 / 中小企業庁 協力 / 都道府県中小企業団体中央会



エコアクション21

エコアクション21 無料個別相談会

環境に配慮した経営が求められる中、事業者向けの環境経営への取組みの手段として「エコアクション21」が注目されています。本会では、「エコアクション21とは?」から、「導入を検討している」、「認証・登録をしたい」方まで幅広い内容で、専門家（EA21 審査人）による無料の個別相談会を毎月1回開催しています。次回は下記日程になっています。事前にご予約の上、どなた様もお気軽にご参加下さい。

◆「**エコアクション21**」は、環境省が策定したガイドラインに基づき、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターが認証機関となり実施されている制度です。同様の環境マネジメントシステムであるISO14001に比べて、低コストで取得・維持ができ、さらに具体化された、わかりやすい内容になっています。

◆「**メリット**」として、比較的短期間で構築ができ、経営合理化にも寄与する、中小企業に適した環境経営システムです。コスト削減などとともに、環境活動レポートとして自らの活動実績の公表が義務付けられており、取引先や一般消費者等に対して信頼性を向上させることも期待できます。行政機関や大手企業が入札や取引の条件とする「サプライチェーンのグリーン化」にも対応できます。

開催日時	平成23年9月28日（水）午後1時半から （一件につき1時間以内とさせていただきます）
------	--

場 所：中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館（7階においでください）

相 談 料：無 料

申込み方法：完全予約制ですので、会日の一週間前までに下記宛て、お電話及びFAXをお願いします。
（一事業者様1回限りとさせていただきます。）

電話 03-3542-0386

★お申込 FAX：03-3545-2190

企業名又は団体名		TEL
所在地 〒		FAX
氏名： 役職名：	氏名： 役職名：	

■お問合せ：エコアクション21 地域事務局 東京都中小企業団体中央会
中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館7階
東京都中小企業団体中央会 業務課内
TEL：03-3542-0386



公認会計士 松澤 修 No.491

増資に当たっての加入金による持分調整

Q

当組合では、来年度の事業計画として会議室の取得を検討しており、その資金の調達には組合員からの増資による資金調達を予定しています。

その増資予定額は、現在の出資額と同額であって、現在の出資1口について、1口が割当てられることとなりますが、この割当てを組合員全員が引受けてくれるのは、難しい実情にあります。この増資の割当てが順調に進まない場合には、特定の組合員に対して、割当て以上の増資口数の引受けを要請することとなります。

当組合の定款によれば、脱退組合員に対しては、その持分の全額を払い戻すことになっており、現在出資1口の持分額は18,000円で、そのうち出資金は10,000円となっています。この場合、増資に当たっての組合員持分額の調整をどのように進めればよいのでしょうか。

A

組合の増資に当たって、現在の出資口数に応じて割当てることとし、その割当て通りに増資の引受けが行われた場合には、組合員相互に損得はなく、組合員持分について、特に持分調整の必要はない。この組合の場合には、現在の出資1口の持分額は、18,000円で、これに1口分の出資金10,000円が加算され、払い込み後の2口の持分は、28,000円となり、1口当たり14,000円となるが、現在の1口当たり持分18,000円のうち、4,000円が新たな増資分1口に移動するに止まり、各組合員の損益に影響を及ぼすことはない。

増資前の1口の持分額	増資払込額	増資後2口の持分額
18,000円	10,000円	28,000円

ところが、この割当てが順調に進まず、1口出資の組合員Aが2口の出資を引受けたとすると、その組合員Aに、出資を引き受けなかった組合員Bの持分額4,000円が移動し、組合員Aは4,000円の利益を得、組合員Bに4,000円の損失が出て、組合員間に損益が生ずることとなる。

そこで、このような組合員間で損益が生ずる場合の増資に当たっては、持分の調整のため、増口金として1口当たり8,000円を徴収し、組合員持分に変動を生じない処理が必要となる。

このような場合には、出資1口について10,000円の出資金のほかに、8,000円の拠出を求め、出資1口当たりの持分額に変動を来さない調整を行う。

この8,000円の拠出金を「増口金」と呼び、新規加入の場合の「加入金」と同様に、出資持分の調整金として、出資した組合員は出資金とともに「関係団体出資金」として勘定処理し、組合は定款規定に基づき「資本準備金」として処理する。

一般に協同組合の増資については、出資者たる組合員の議決権が、会社のように出資口数に比例しないこと、さらに出資配当に年10%を超えない制限が付されていること等の理由から、増資の割当を行っても、その引受けが順調に行われることを期待することが難しい実情にある。

この場合、その増資の引受けをしなかった組合員は、その増資払込みの権利を自ら放棄したのであるから、増資による組合員持分の移動のため、損失を被るのは止むを得ないとする意見もあるが、組合員のための利益を優先する協同組合の性格から、出資金を上回る持分額が僅少な場合を除き、増口金の徴収により、損失を被る組合員が生じない増資計画が必要となる。

組合会計・法律相談のご案内

本会では、専門家による組合運営に関わる会計ならびに法律の特別相談を実施しています。今後の相談日は下記のとおりです。事前予約ですので、お早目にお申し込みください。

● 会計相談

まつざわ ただす
公認会計士 松澤 修 先生

8月 26日 (金)

9月 16日 (金) / 30日 (金)

● 法律相談

たなか しんいちろう
弁護士 田中 伸一郎 先生
第二東京弁護士会所属・東京都弁護士協同組合専務理事

8月 19日 (金)

9月 2日 (金)

留意事項

1. 時 間
いずれも午後1時30分から4時30分まで〈1時間毎です〉
時間区分①1:30~2:30
②2:30~3:30
③3:30~4:30
2. 場 所
東京都中小企業会館9階
東京中央会情報課内「相談室」
3. 相 談 料
無料 (会員組合限定)
4. 申 込 方 法
必ず事前に電話・FAXで下記宛にお申し込み下さい。
お申し込みの際には、組合名・相談者名・電話番号・相談内容をお知らせ下さい。
5. 申 込 先
東京中央会 情報課
TEL 03-3542-0389 (直通)
FAX 03-3545-2190

TOPICS

ようこそサイン(看板)の新しい次元へ

皆様は屋外広告という言葉から何を思い浮かべますでしょうか。渋谷の交差点から見上げた先端文化の発信地を象徴する屋外広告物。銀座を夜の街へと一変させる、高級クラブの電飾看板。商店街の顔であるアーケード入口の大看板や情緒を誘う旅先の懐かしい看板。屋外広告は単なる宣伝手段に留まらず、時代を映す鏡であり、社会の営みが生み出した文化と言えるのではないのでしょうか。

我が国における屋外広告の歴史は古く、すでに江戸時代には様々な商業広告が街にあふれていました。明治に入るとガス灯を利用した燈火広告や鉄道広告など、現代につながる新たな広告手段が生まれるとともに、従来の漆塗り看板に変わってペンキ塗り看板が一般的となりました。そして現在、我々が目にする屋外広告は、設置位置、形状、使用材料、照明

方法等によって様々に分類され、あらゆる顧客のニーズに対応するよう進化しています。

昭和24年に東京看板塗装工業協同組合という名称で発足し、60年以上の歴史を数える東京屋外広告美術協同組合は、時代の変遷に合わせ組合員の経済的地位の向上と屋外広告業界の発展に努めて来ました。組合は職業能力開発促進法に基づく技能検定試験の実施や各種講習会の開催等、従業員の技能向上を目指した教育情報事業をはじめ、労働保険事務組合の運営や各種共済のあっせん等を含む福利厚生事業を実施しています。また、法令遵守の推進や景観向上のための屋外広告の適正化、屋外広告の安全性の確保等に積極的に取り組むなど、業界のコンプライアンス向上にも努めています。

このように屋外広告業界の発展をリードしている東京屋外広告美術協同組合ですが、さらに特筆する取り組みとしてご紹介するのが、時代を先取りする業界の新品・新技術・知識を市場に提供することを目的とする屋外広告業界最大のイベント「サイン&ディスプレイショー」です。今年で53回を数えるこのイベントは、昭和33年から毎年開催され、各種の屋外広告の製作・施工に必要な資材や加工機器・工作車両など、あらゆる関連商品を一同に集め、新たな情報・知識を提供し、さらには出店各社が屋外広告の自信作を展示する場として定着しており、毎年30,000名を超える参観者で賑わい、近頃では韓国、中国など近隣アジア諸国はもとより、欧米からの引き合いもある国際的イベントに成長しています。

業界関係者にあらずとも最新の屋外広告業界関連商品は、自社の広告を一新する上で必ずや参考になると存じます。一般参加も受付ておりますので皆様も是非ご来場下さい。

第53回 サイン&ディスプレイショー

会期：2011年9月1日(木)・2日(金)・3日(土)

会場：東京ビッグサイト（東京国際展示場）



SIGN & DISPLAY SHOW 2011 materials, technics, machines for signs & displays at TOKYO BIG SIGHT

SIGN & DISPLAY SHOW

2011

サイン&ディスプレイの製作・施工に必要な資材や加工機器・工作車両など、あらゆる関連商品を一堂に集め、新たな情報・知識を提供する場として、毎年30,000名を超える参観者で賑わい、近年では韓国・中国など近隣アジアはもとより、欧米からの引き合いもあり、国際的イベントに成長しています。

ようこそサインの新しい次元へ

第53回 サイン&ディスプレイショー

2011年9月
1日(木)・2日(金)・3日(土)
10:00am—5:00pm
東京ビッグサイト
西展示棟 西3・4ホール

同時開催
第48回 関東地区屋外広告美術コンクール

サイン情報満載です。お誘い合わせの上お出かけください。
今すぐホームページにアクセス
<http://www.tokobi.or.jp>
入場券が必要な方は、ホームページにアクセスしてください。

主催：東京屋外広告美術協同組合
後援：東京府
社団法人日本屋外広告業団体連合会
関東地区屋外広告業組合連合会

東京屋外広告美術協同組合

東京都墨田区亀沢1-17-14

TEL：03-3626-2251

URL：<http://www.tokobi.or.jp/>

無料職業紹介所を開設しています！

求人・求職にご活用ください！！

東京中央会では、事業協同組合等の事務局体制の整備・充実強化をより効果的なものにするため、求人・求職の紹介・あっせんなどを行う「中央会無料職業紹介所」を開設しています。

求人（中小企業組合）及び求職者（中小企業組合士等）の利便性の向上、組合が必要とする労働力の確保、雇用の安定に向け、以下のような業務を行っています。是非、ご活用ください。

1) 求人情報の収集

2) 求職者への求人情報の提供等

なお、求人・求職の申込み手続きは、次のとおりです。

求人者の申込みのときは

- ①当紹介所に備えた「求人票」に記入
- ②求人票の提出（FAX・郵送可）

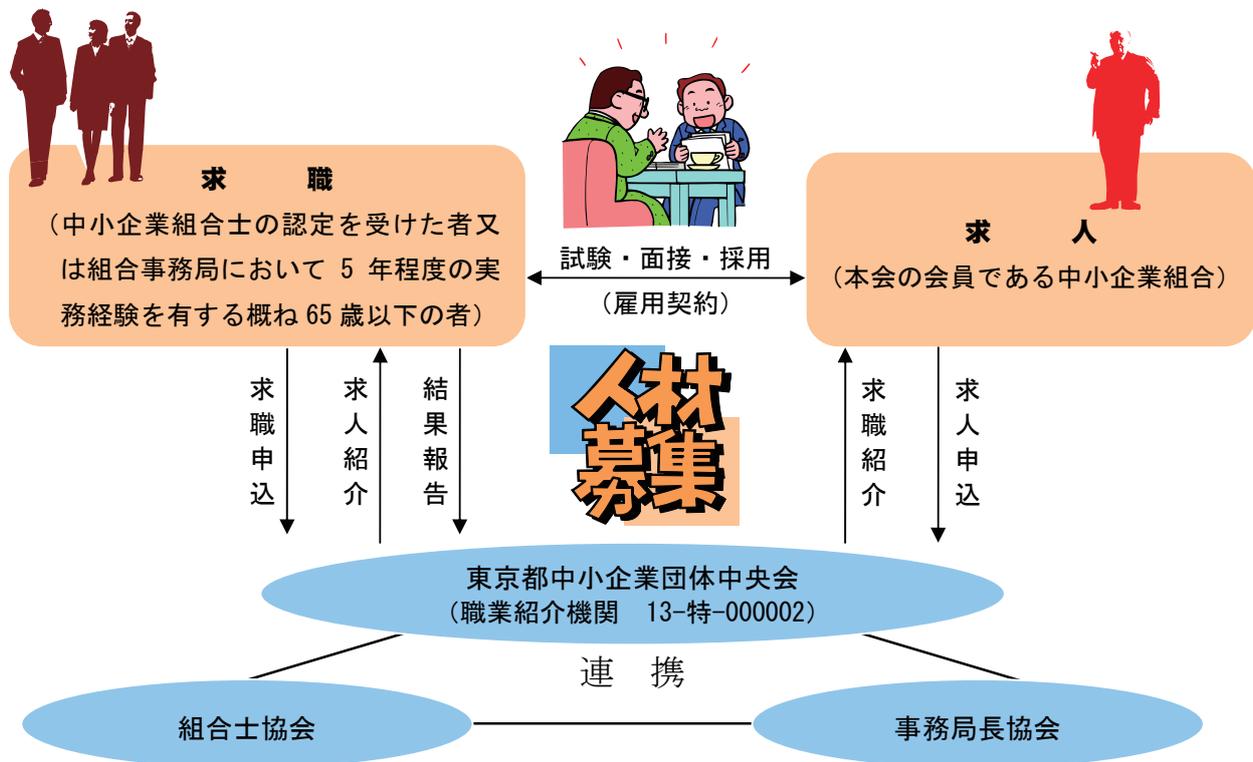
求職者の申込みのときは

- ①本人が直接来会
- ②当紹介所に備えた「求職票」に記入
- ③求職票の提出（代理での申込み不可）

組合の理事長様へ

当紹介所では、組合職員の求人情報を収集しています。皆様からの求人情報のご提供をお待ちしております。





※中小企業組合士とは、中小企業組合の事務局に従事する役職員等の方が、その職務の遂行に必要な知識に関する試験を行い、合格者の中から一定の実務経験を持つ方に対し与えられる称号で、中小企業庁の後援も得て実施している制度です。

※当紹介所の利用は全て無料です。

申込み・問合せ 東京都中小企業団体中央会 労働課
東京都中央区銀座 2-10-18 中小企業会館 8階
(直通) 03-3542-0388 (FAX) 03-3545-2190



中小企業団体 事務局長協会だより



中小企業団体事務局長協会広報部理事
東京美術商協同組合総支配人 喜 好 勝 美

<異次元の世界>

縁あって、日本最大の美術商の団体である東京美術商協同組合にお世話になってから、既に4年以上の歳月が流れました。赴任してまだ間もない頃に、組合員さんが美術については全くの素人の私を相手に、とある美術品について、当時は全く知らなかった古美術の専門用語をふんだんに織り交せて、ご自分の見解を開陳されました。

私自身も元々、美術に興味がなかったわけではなく、前職で10年程の海外勤務中に外国の美術館や博物館をことある毎に訪れていましたので、西洋美術については若干の基礎知識がありました。しかし、当組合が深く関わっています東洋美術については、教科書レベル以上に知る由もなく、組合員さんの理解できない話に少々焦ったのが、その後の美術館巡りの伏線となりました

「東洋美術の知識がないと、当組合の事務局長は務まらない。」と早合点して、以後、頻繁に各種美術館を訪問することになったのです。そのために訪問した美術館や博物館は当組合事務所のある東京界隈が中心ですが、縁故地の関西圏も含めて、数十か所に及びます。

<深遠なる美術品>

美術館を訪問していて、全く知らなかった美術館がいくつもあり、当初はその数に驚いていたのですが、時を置いて美術館慣れした頃から、そこに展示されている数々の銘品に驚かされるようになりました。

世田谷にある静嘉堂文庫（せいかどう・ぶんこ）美術館所蔵の南宋時代の建窯（けんよう）で創られた「曜変天目（ようへん・てんもく）茶碗」の闇空

で眩く輝く星のような奇蹟の焼物にうっとりさせられ、青山の根津美術館所蔵の牧谿（もっけい）作の水墨画「漁村夕照図（ぎょそん・ゆうしょうず）」にはのんびりとした安らぎを与えられ、日比谷の出光美術館所蔵の板谷波山（いたや・はざん）作の「彩磁延寿文（さいじ・えんじゅもん）花瓶」の完成するまでいくつもの作品を砕き壊したと言われる、臚文様の焼物に感銘を受けたりしました。

身近では当組合と兄弟会社の㈱東京美術倶楽部の鑑定委員会によく見る中川一政（なかがわ・かずまさ）作の「マジョルカの壺の向日葵」の黄色に元気と勇気を戴きました。

<美術品鑑賞の薦め>

私自身は団塊の世代の中心年齢にある初老ですが、あと数年もすれば、毎日が日曜日になります。そこで、残りの人生を如何に充実して過ごすかが、私にとっても大きな課題でした。

特に、嘗て、生き馬の目を抜くと言われた、金融業界に身を置いて、毎日を馬車馬のように働いていた私の場合、仕事がなくなりますと、手持ちぶさたを通り越して、虚脱感に襲われるかもしれないと、疑心暗鬼に陥っていましたが、とんだ杞憂になりました。

当組合に身を置くようになってから、侘び寂びを含む美術の世界に親しむようになり、そこで美しい美術品に心を洗われる機会にも恵まれ、精神的にゆとりまで感じるようになりました。

余生をどう送るかは、人それぞれに道があると思いますが、皆様にその喜びを堪能して戴きたく、美術品の鑑賞をこの頁をお借りして、衷心よりお薦め致します。



information



中小企業組合士認定証書伝達式を開催しました

去る6月1日付をもって、全国で134名の新規認定された中小企業組合士が誕生しました。その内、東京都では28名が中小企業組合士として新たに認定されました。これを受け東京中央会は7月6日、東京都中小企業会館において、14名の新規中小企業組合士の方々の出席のもと「中小企業組合士認定証書伝達式」を開催しました。

伝達式では出席者全員に対し、本会の大村功作会長から「中小企業組合士認定証書」、「中小企業組合士証」及び「中小企業組合士章(バッジ)」が授与されました。引き続き、大村会長から組合事務局の強化が組合の発展には必要であり、そのため東京中央会は中小企業組合士の普及による組合人材の育成支援に取り組んでいる旨、祝辞を述べました。

また、来賓として臨席された東京都中小企業組合士協会の松崎辰夫会長から祝辞をいただきました。最後に、協会事務局より事業の概要及び加入手続きなどについて説明いたしました。



大村会長から認定証書授与



松崎会長の祝辞

省エネ・節電セミナーを開催しました

本会は平成23年7月22日(金)午後1時30分から秋葉原ダイビルにて「省エネ・節電セミナー」を開催しました。130余名の出席者を数えた本セミナーでは、「中小企業における省エネルギー対策」と「今夏の電力需給と節電方法」のテーマで講義が行われ、組合並びに組合員企業が講ずるべき今夏の電力不足への対応策が説明されました。

なお本会では、本誌16~17頁でご案内しましたとおり、省エネ・節電・防災・BCP対策についての新規支援事業をスタートしました。東京都中小企業会館の6階には特別相談窓口を設置して専門家による無料相談を行っておりますので、是非お越し下さい。



会場の様子

- ◆ 特別相談窓口の問い合わせは… 東京都中小企業団体中央会 業務課 電話：03-6278-8751 (直通)
中央区銀座2-10-18 (東京都中小企業会館6階)

中小企業だより

中央会インフォメーション

8

月号

2011年8月15日発行 No.1725

TEL : 03(3542)0386(代) FAX : 03(3545)2190

<http://www.tokyochuokai.or.jp/>

発行所/東京都中小企業団体中央会
〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18

印刷所/株式会社ディグ

編集・発行人/大村功作

定 価/300円(税込・送料別途)

- 会員の購読料は会費に含まれています。
- 本誌掲載の記事は無断転載を禁じます。



東日本大震災復興緊急保証制度のご案内

特徴やご利用のメリット

- ・保証限度額…2億8,000万円
 - ・保証料率…0.4%~0.7%
 - ・都制度を利用した場合、東京都が信用保証料の1/2を補助
 - ・保証付融資をまとめて返済負担軽減も可能*
- *既存の保証付融資の内容により、まとめられない場合があります。

対 象 者 東日本大震災により直接または間接被害を受け、経営の安定に支障が生じている中小企業者 ※1

資 金 使 途 経営の安定に必要な事業資金
(事業再建に必要な資金を含む)

必要書類 通常の申込書類のほか、区市町村長等が発行する罹災証明または認定書 ※2 (該当要件により異なる)

※1 中小企業庁のホームページも参考にしてください。
※2 認定書の発行事務については、各区市町村の窓口へお問い合わせください。

◆信用保証のご利用にあたっては、金融機関並びに当協会の審査があり、ご希望に添えない場合があります。

東京信用保証協会は、中小企業の皆さまが金融機関から事業資金を借入れする際、『保証人』となって融資を容易にすることにより、金融の円滑化を図る役割を担う公的機関です。事業資金の調達をご検討中の方は、ぜひ当協会にご相談ください。

今回ご紹介した「東日本大震災復興緊急保証制度」の該当要件などの詳細は当協会ホームページをご覧ください。

東京信用保証協会

検索

～お問い合わせ先一覧～

- 本店保証部 03-3272-3151
- 池袋支店 03-3987-5445
- 五反田支店 03-3493-4991
- 錦糸町支店 03-5608-2011
- 新宿支店 03-3344-2251
- 千住支店 03-3888-7231
- 上野支店 03-3847-3171
- 渋谷支店 03-5468-0135
- 葛飾支店 03-5680-0801
- 大田支店 03-5710-3610
- 立川支店 042-525-6621
- 八王子支店 042-646-2511
- 創業アシストプラザ 03-3272-2279
(多摩分室 042-525-3101)



支援します! 公社は中小企業のパートナー

弁護士、公認会計士、中小企業診断士等の専門家が、さまざまなご相談に **無料で** お応えします!

ワンストップ総合相談窓口 ☎03(3251)7881

主たる相談分野

- ・経営全般、融資・助成金・資金調達、営業等の相談
- ・創業・起業、新分野進出、会社設立登記・ベンチャー支援等相談
- ・法律(契約、トラブル、債権回収、企業整理等)相談
- ・労務(給与・雇用・社会保険、人事組織、能力開発等)相談
- ・税務・会計・直接金融(私募債)、株式公開等相談
- ・ビジネスプラン(事業計画)作成等相談
- ・IT(情報化)支援相談
- ・ISO取得支援等相談
- ・デザイン支援(製品デザイン、ロゴマーク・パッケージ、カタログ、Webデザイン等)相談
- ・国際化支援(海外進出、貿易)相談



お任せください!!

支援します! 公社は企業のパートナー

まずはご相談下さい!

公社の各種支援内容

ワンストップ総合相談 / 創業 / 事業化 / 経営 / 助成金 / 資金調達 / 販路開拓 / 国際化 / 知的財産 / 企業再生 / 専門家派遣 / 人材育成 / その他

アズプラザ 「明日」の夢を実現すべく集う「私たち(US)」の「場(PLAZA)」

公益財団法人 東京都中小企業振興公社

TEL.03-3251-7881 URL <http://www.tokyo-kosha.or.jp>

ホームページにアクセスを!

アズプラザ

検索

東京都中央会

経営安心補償制度のご案内

グループ傷害保険(引受保険会社:富士火災海上保険株式会社)

個別にご加入いただくよりお得!

多数割引 **20%** 適用

割安な保険料でご加入いただけます。

※上記割引は当制度全体の被保険者*が1000名以上の場合です。1000名未満の場合、保険料が変更になります。

*被保険者とは保険の対象となる方です。

+

さらに

1事業所の被保険者20名以上の場合

役職員一括契約割引 **10%**

※事業所の役職員全員を一括して付保する場合に適用できる割引です。

1事業所の被保険者が5名~19名の場合は割引率は5%になります。

経営安心補償制度の特長

役員・従業員の皆様の就業中の事故に備え、政府労災とは別に独自の補償を行うプランです。役員・従業員の皆様が安心して働ける職場づくりと、貴社のリスクマネジメントをサポートします。

1 保険金は労災認定を待たずにお支払い

保険金がスピーディーにお支払いできます。

2 保険金の会社受取りが可能

保険金受取人を貴社とすることについて被保険者の事前の同意が必要です。

3 入院・通院は1日目から補償

就業中の事故によるケガで入院や通院をされた場合に1日目から補償します。

4 通勤途上のケガも補償

業務中だけでなく、通常経路における通勤途上のケガも補償します。

5 アルバイト・パート社員も対象に含めることが可能

建設業の場合、下請負人や一人親方も対象に含めることが可能です。

*下請負人は貴社の建設現場作業に従事する下請負人をいいます。

保険商品内容と加入手続きについてのお問い合わせ先

富士火災海上保険株式会社 東京第一支店

〒104-8122 東京都中央区銀座2-12-18 電話番号 03-5550-4575

制度についてのお問い合わせ先(制度運営団体)

東京都中小企業団体中央会

〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 電話番号 03-3542-0317

※このチラシは東京都中小企業団体中央会経営安心補償制度におけるグループ傷害保険の概要を説明したものです。制度についての詳細は、「経営安心補償制度のご案内」、保険商品内容についての詳細は「経営安心補償制度のご案内」および「グループ傷害保険パンフレット」をご覧ください。なお、ご不明な点につきましては、上記の富士火災営業店までお問い合わせください。

※本書は、平成23年12月31日まで使用することができます。ただし、商品改定、保険料の改定等が発生し、本書の内容に変更が生じた場合は使用することができません。



人を思う。未来を思う。

商工中金

個人向け新型定期預金

マイハーベスト

有利な金利設定 *

*当金庫内の商品と比較した場合

固定金利の半年複利

1年、2年、3年から期間が選べる

お預け入れは50万円から

本店営業部	〒104-0028 中央区八重洲 2-10-17	TEL03(3272) 6111
八王子支店	〒192-0081 八王子市横山町 2-5	TEL042(646) 3131
上野支店	〒110-0005 台東区上野 1-10-12	TEL03(3834) 0111
大森支店	〒143-0016 大田区大森北 1-1-10	TEL03(3763) 1251
京浜島出張所	〒143-0003 大田区京浜島 2-10-2	TEL03(3799) 0331
押上支店	〒130-0002 墨田区業平 3-10-8	TEL03(3624) 1161
浦安出張所	〒279-0025 浦安市鉄鋼通り 2-1-6	TEL047(355) 8011
新宿支店	〒160-0023 新宿区西新宿 1-22-2	TEL03(3340) 1551
深川支店	〒135-0042 江東区木場 5-11-17	TEL03(3642) 7131
東京支店	〒105-0012 港区芝大門 2-12-18	TEL03(3437) 1231

池袋支店	〒171-0022 豊島区南池袋 1-21-10	TEL03(3988) 6311
渋谷支店	〒150-0002 渋谷区渋谷 2-17-5	TEL03(3486) 6511
神田支店	〒101-0045 千代田区神田鍛冶町 3-3-12	TEL03(3254) 6811
新木場支店	〒136-0082 江東区新木場 1-18-6	TEL03(5569) 1711



人を思う。未来を思う。

商工中金

<http://www.shokochukin.co.jp/>